最終更新日：2019年7月1日
日本精化株式会社
代表取締役執行役員社長　矢野　進
問合せ先：総務部　高田 靖　TEL06-6231-4781
証券コード：4362
http://www.nipponseika.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、下記の「経営理念」を経営戦略の策定や経営の意思決定の拠りどころとなる基本方針と位置付けています。また、基本的な価値観や倫理観を共有し、これを業務に反映させていくために「社員行動指針」と「倫理綱領」を制定しています。

当社は、「経営理念」、「社員行動指針」及び「倫理綱領」の考え方に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実に取組んでいます。

経営理念

・日本精化は化学を通じて社会に貢献する

・日本精化は我社をとりまく全ての人に貢献する

・日本精化は社員の自己実現に貢献する

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則１－２　株主総会における権利行使】
《補充原則 １－２－４》
当社は、海外投資家比率が低い現状において、議決権電子行使プラットフォームの利用や「招集ご通知」の英訳を実施する必要性がないと判断します。今後、海外投資家比率が有意の水準に達するなど、その動向を踏まえ、実施を検討します。

【原則３－１　情報開示の充実】
(5) 当社は、社内取締役を兼任する執行役員社長・役付役員と重要な使用人職務を委嘱された執行役員について、個々の指名の理由にかかる説明を「株主総会招集ご通知」の株主参考書類にて行っておりますが、経営陣幹部の個々の選解任の説明については、現在開示しておりません。

【原則４－３　取締役会の役割・責務(3)】
《補充原則 ４－３－２》
当社では、任意の指名委員会など、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、社内取締役で構成された取締役候補者選考会議における評価に基づき、取締役会において十分な審議を行った上で、将来を担う最高経営責任者を選任しています。

《補充原則 ４－３－３》
当社では、任意の指名委員会など、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、社内取締役で構成された取締役候補者選考会議における評価に基づき、取締役会において十分な審議を行った上で、最高経営責任者を解任いたします。

【原則４－８ 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、現在の事業規模等を勘案し、取締役会は8名で構成しています。現在の取締役会の規模において、社外取締役は2名選任しており、1名が当社の基準による独立社外取締役でありますが、他の1名も実質的に独立した立場で社外取締役としての役割・責務を果たしており、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に十分に寄与しております。

【原則４－１０　任意の仕組みの活用】
《補充原則 ４－１０－１》
当社では、任意の指名委員会など、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、独立社外取締役を含む社外取締役2名および社外監査役2名は、指名・報酬に関する事項について、専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会において意見を述べ必要に応じて助言を行うなど、十分な監督機能を発揮しております。

【原則４－１１ 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は、経営、財務、技術等の各分野において専門的知識と豊富な経験を有したもので構成しており、ジェンダーや国際性における多様性は確保しておりませんが、取締役会としての役割・責務を実効的に果たす為の多様性と適正規模は両立しています。
また、当社の監査役は、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任するよう、特に財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるよう配慮しています。

【原則５－２ 経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、ＲＯＥ等の目標となる指標は設定しておりませんが、経営戦略や経営計画の策定に当たっては、中長期的な企業価値の向上を図るため、経営環境の変化に対応して経営戦略や事業ポートフォリオを見直すなど、収益力の向上などによりＲＯＥ等の資本効率向上に努めております。また、中期経営計画や次期の見通しを当社ホームページや決算短信などで開示し、収益計画の実現に向けた経営戦略や経営資源の配分等に関して説明しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４　政策保有株式】

当社は、取引関係の維持、強化や事業運営上の必要性その他の理由を勘案し、中長期的に見て企業価値向上に資すると判断した場合に、政策保有株式を取得し保有しています。なお、保有の妥当性が認められない場合には、縮減を図ります。

個別の政策保有株式については、中長期的な経済合理性等を検証しております。原則年1回取締役会にて精査し保有の適否を検証しております。具体的な経済合理性の項目としては、

①保有企業との中長期的な取引方針

②保有企業の業績動向

③保有企業の株式残高が当社総資産に与える影響等であります。

また、政策保有株式の議決権の行使については、適切な対応を確保するため、以下の基準に沿った対応を行います。

①議案の内容を精査し、株主としての当社の企業価値向上に資するか否かを判断します。

②継続的に投資収益が著しく低い企業で、業務不振が続いており、改善傾向にない場合、また反社会的行為や法令違反が見られた取締役等には反対票を投じます。

③株主としての当社の企業価値を毀損する提案に対しては、会社提案、株主提案の何れに対しても反対します。

【原則１－７　関連当事者間の取引】

当社は、役員の利益相反取引・競業取引を取締役会の付議事項としています。継続した取引についても年度ごとにその内容について確認した上で取締役会において決議しています。

【原則２－６ 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の年金制度（確定給付企業年金）は、スチュワードシップコードの受け入れを表明している資産管理運用機関に委託しています。

また、当社は、資産管理運用機関より定期的な報告を受けるなどのモニタリング活動を行っています。

【原則３－１　情報開示の充実】

（1）当社は、倫理綱領を策定し、自社ホームページで開示しています。経営理念、中期経営計画、中長期的な会社の経営戦略などについても有価証券報告書などで開示しています。

（2）当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を策定し、「コーポレートガバナンス報告書」に開示しています。

（3）当社は、経営陣幹部・取締役の業績向上への意欲を高め、長期的な企業価値の増大に資する体系とすることを当社の報酬等の額の決定に関する方針としています。

（4）当社は、取締役候補者の指名については、法定の要件に加え、

1．反社会的勢力と一切の関わりがないこと、2．コーポレートガバナンスを十分に理解し、具現化できる能力を有すること、3．戦略的意思決定力、迅速な決断力、ビジョン構築力、革新性、リスク対応力、精神的独立性を保持していること、4．過去において社内外において、事業に関する実績があること、5．ビジネス、財務、会計、技術等に関する方針決定における幅広い訓練と経験を保持していること、また、再任となる候補者については更に、取締役在任中の社内における貢献度、役割責任、改革実績などを基準とし、取締役候補者選考会議を開催のうえ、決定しています。また、監査役候補者の指名については、法定の要件に加え、1．反社会的勢力と一切のかかわりがないこと、2．コーポレートガバナンスを十分に理解し、会社の問題や課題に対し、適切に具体的な監査意見を述べる能力があること、を基準とし、監査役候補者選考会議を開催のうえ、監査役のうち最低1名が財務及び会計に関して十分な知見を有する者となるような配慮を行ない決定しています。執行役員の選任は、取締役候補者と同じく法定の要件に加え、取締役会が決定した経営戦略等を迅速かつ適切に遂行し業績の向上につとめる上で必要な知識・経験・能力を有するものを、執行役員候補者選考会議を開催のうえ、代表取締役社長が取締役会において提案し、審議の上で決定しています。また、執行役員が社内規則における禁止事項に該当、あるいは執行役員としての適格性に欠くなどした場合、取締役会で審議の上で解任いたします。

【原則４－１　取締役会の役割・責務（1）】

《補充原則 ４－１－１》

当社は、「取締役会規則」において、法令に準拠して取締役会で審議する内容（法令および定款に定められた事項、経営の基本方針に関する事項や中長期の経営計画など経営上の重要な業務に関する事項）を定めています。なお、当社は執行役員制度を採用しており、業務執行を担当する取締役と執行役員により構成される常務会が、取締役会で決定された基本方針に基づき経営に関する全般事項を協議決定するとともに、取締役会の決議事項について多面的な事前審議を行っています。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、経営の意思決定における客観性を高め、経営の健全化と透明性のより一層の向上を図る為、当社における社外取締役及び社外監査役を独立役員として認定する独立性基準を明らかにすることを目的として、当社取締役会の承認により、当社の社外役員の独立性に関する基準を定めています。東京証券取引所の「上場管理に関するガイドライン」が定める独立役員の要件に加え、現在及び過去3事業年度における以下の該当の有無を踏まえて独立性を判断しています。

（1）当社の主要株主（10%以上の議決権を有する者）またはその業務執行者

（2）当社との取引が当社連結売上高の2%を超える取引先の業務執行者および当社との取引が当該会社の連結売上高の2%を超える取引先の業務執行者

（3）当社の借入額が当社連結総資産の2%を超える借入先の業務執行者

（4）当社より役員報酬以外に1事業年度あたり1，000万円を越える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的なサービスを提供する者

（5）当社の会計監査人の代表社員または社員

（6）当社より1事業年度あたり2，000万円を超える寄付を受けた団体に属する者

（7）（1）～（6）のいずれかに該当する者の近親者

【原則４－１１　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

《補充原則 ４－１１－１》

当社では、取締役候補者の指名について、法定の要件に加え、1．反社会的勢力と一切の関わりがないこと、2．コーポレートガバナンスを十分に理解し、具現化できる能力を有すること、3．戦略的意思決定力、迅速な決断力、ビジョン構築力、革新性、リスク対応力、精神的独立性を保持していること、4．過去において社内外において、事業に関する実績があること、5．ビジネス、財務、会計、技術等に関する方針決定における幅広い訓練と経験を保持していること、また、再任となる候補者については更に、取締役在任中の社内における貢献度、役割責任、改革実績などを基準として定め、取締役候補者選考会議を開催のうえ、決定しています。

《補充原則　4－11－2》
当社の取締役･監査役による他の上場会社の役員の兼務状況については、「事業報告」に記載しています。

《補充原則　4－11－3》
当社は、取締役と監査役を対象にアンケートを実施し、その集計結果を参考に取締役会で議論し、取締役会の実効性に関する分析･評価から取締役会の実効性が保たれていることを確認しています。今後も分析･評価結果を基に取締役会の実効性の改善に努めます。

【原則4－14　取締役･監査役のトレーニング】
《補充原則 4－14－2》
当社では、取締役･監査役に対する研修に関して定めた手順に従い、以下の通り実施しています。
社外取締役･社外監査役が就任する際には、工場見学をはじめ、当社が属する業界、当社の歴史、事業概要･財務情報･戦略、組織等について必要な情報取得の為の研修を行っています。さらに、取締役･執行役員においては、より高いリーダーシップ力と経営戦略を培う能力を開発する為、外部機関などを活用し、経営スキルを高める研修を実施しています。また、監査役においても、各種セミナーや他業種との意見交換会に積極的に参加し、業務及び会計に関する監査スキルの向上を図っています。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社のIR（Investor Relations）活動は社長のもと、管理本部担当役員が統括し、経営企画部門が担当しています。主な活動として、定時株主総会後の株主懇談会、自社ホームページでの情報提供のほか、株主からの個別の問合せに対しても担当部門にて適切な対応を行っています。株主懇談会で寄せられた意見等の情報は経営陣幹部へ報告を行っています。また、インサイダー情報については、インサイダー情報管理規程を策定しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
太陽鉱工株式会社	3,833,692	16.14
日本精化企業持株会	2,257,001	9.50
日油株式会社	1,039,135	4.38
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY－PB	848,000	3.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	814,200	3.43
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社（信託口）	708,000	2.98
株式会社資生堂	670,400	2.82
日本精化従業員持株会	570,662	2.40
双日株式会社	540,700	2.28
東京海上日動火災保険株式会社	487,793	2.05

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木　一誠	他の会社の出身者							○	○			
村瀬　千弘	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木　一誠		同氏は、当社の主要株主である太陽鉱工株式会社の代表取締役会長であり、同社と当社との間で原材料の仕入の取引関係があります。また、同氏は当社との間に特に利害関係はありません。	経営者として企業経営について豊富な知識と経験を有しており、当社の経営についても長期的展望や当社の従前の発想とは異なった視点から適切な意見をいただけるとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を期待できることから社外取締役に選任しました。
村瀬　千弘	○	同氏は、ダイトーケミックス株式会社の出身であり、2009年6月まで同社の代表取締役社長の職にありました。同社は当社との間に、2019年3月期において営業取引がありましたが、当社が定める独立性基準を満たしています。また、同氏は、当社との間に特に利害関係はありません。	企業経営について豊富な知識と経験を有しており、当社の経営について長期的展望や当社の従前の発想とは異なった視点から適切な意見をいただけるとともに、高い独立性をもって取締役会の監督機能の強化を期待できることから社外取締役に選任しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役（2 名）、社外監査役（2 名）、内部監査室（1名）、会計監査人との間で連絡会を開催するとともに、財務・会計に関する適切な知見を有する監査役を選任することにより、効果的な監査の実施に努めています。
内部監査室は内部統制の有効性と業務の効率性について監査を実施しており、その結果については、取締役および監査役に報告する体制を構築しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小野　浩昭	他の会社の出身者									○	○			
益田　哲生	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野　浩昭		同氏は、当社の主要株主である太陽鉱工株式会社の代表取締役専務であり、同社と当社との間で原材料の仕入の取引関係があります。また、同氏は当社との間に特に利害関係はありません。 また、同氏は株式会社ニチリンの社外監査役を兼職しています。	経営者として企業経営について豊富な知識と経験を有しており、外部の観点から取締役の監督および助言、提言をいただいており、これらの実績から、社外監査役に選任しました。

益田　哲生		―――	弁護士であり、独立性、中立性を持った外部の観点から取締役の監督および助言、提言をしていただけると期待しており、弁護士として培われた高度な専門知識と監査役としての豊富な経験から社外監査役に選任しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

役員報酬は、月額報酬と役員賞与から成り立っております。
役員賞与に関しましては、業績と株価変動を反映したインセンティブを付与しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2018年4月1日から2019年3月31日までにおける当社の取締役に対する役員報酬は以下のとおりです。

役員報酬:取締役に支払った報酬135百万円(内社外取締役10百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額の決定に関する方針は、取締役の報酬については、取締役の業績向上への意欲を高め、長期的な企業価値の増大に資する体系とすること、また、監査役の報酬については、その職務及び責任に見合った水準とすることを基本としています。取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成されています。固定報酬は、役職毎に社内規程に基づき決定しています。業績連動報酬は、業績連動賞与と株価連動賞与で構成されています。業績連動賞与は、当該年度の営業利益、純利益の水準を勘案し、賞与総額を決定の上、各取締役の業績貢献から各々の配分額を決定しています。株価連動賞与は、役職毎の株数を社内規程に定めており、当該年度期間の株価に基づき決定しています。当社では、任意の報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、取締役会において十分な審議を行った上で、役員報酬を決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催前の事前資料配布。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、取締役8名(うち社外取締役2名)で構成され、当社の経営上の意思決定をし、執行役員の職務の執行を監督しています。
当社は社外取締役を選任し、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図っています。
当社は執行役員制度を採用しており、常務会は業務執行を担当する取締役(うち執行役員兼務5名)及び執行役員の8名で構成され、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営に関する全般事項を協議決定しています。

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は監査役4 名（うち社外監査役2名）で構成されています。各監査役は、監査役会で決定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況の調査を通じて、取締役の職務遂行を監査しています。
内部監査室は、内部統制の有効性と業務の効率性について監査を実施しており、その結果については、取締役及び監査役に報告する体制を構築しています。
会計監査人には有限責任監査法人トーマツを選任し、会計監査を受けています。2019年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。
（業務を執行した公認会計士の氏名）
指定有限責任社員　業務執行社員　山田美樹、髙﨑充弘
（会計監査業務に係る補助者の構成）公認会計士6名、公認会計士試験合格者8名
監査役4名（うち社外監査役2 名）、内部監査室（1名）、会計監査人との間で連絡会を開催し、効果的な監査の実施に努めています。
また、弁護士等の第三者からは、業務執行上の必要に応じ、適宜アドバイスを受けています。
リスク管理につきましては、「全社リスクマネジメントシステム委員会」を設置しており、同委員会が当社を取り巻くリスクの予防・発見・管理・対応などの役割を担っています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は経営の監督・監査機能の強化と業務執行の効率性・迅速性をバランスさせたコーポレートガバナンスの観点から、以上の体制を構築しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年６月開催の定時株主総会については、招集通知発送の法定期限より６日、早期に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	2019年６月21日開催としました。
その他	株主懇談会の開催。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	―――	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部門	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念、社員行動指針及び倫理綱領へ規定しています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、企業活動の展開にあたり、関係法令を遵守することは言うまでもなく、地球環境の保護、社内外の安全確保、ならびに顧客の満足を得られる品質の製品とサービスを提供するための自主的な活動を展開することにより、企業の社会的使命を果たし、経営理念の実現をはかることを意図して、レスポンシブルケア活動を実施しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、情報開示管理規程を設け、会社法、金融商品取引法、有価証券上場規程その他の法令、規則等により求められる報告書等の提出、会社情報の開示に関して、情報の真実性、開示の適時性ならびに開示方法の適切性の確保に努めています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下の通り、当社および子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）を整備・運用する。

1．取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
当社は法令等遵守（以下、コンプライアンスという。）を経営の最重要課題の一つと位置づけ、その徹底をはかるため、当社グループの経営理念、企業行動規範・企業行動基準などの倫理綱領において明確化し、以下の体制を整備する。
⑴ 倫理綱領は当社グループの日常業務における行動規範であり、管理部門を主管部門と定め、小冊子を作成の上、当社グループの役員・社員に配布し、定期的に教育・研修を実施する。
⑵ 倫理規程を制定し、代表取締役社長が倫理管理責任者、各役員および事務局をメンバーとする倫理委員会を設置し、全社的な倫理方針の決定あるいは問題となる事項の審議等を行う。また問題の未然防止、早期発見・早期解決のために内部通報制度を設ける。
⑶ 内部監査部門は管理部門と連携の上、各部門および当社グループのコンプライアンスの状況を定期的に監査する。
⑷ これらの活動は、定期的に当社の取締役会および監査役会等に報告されるものとする。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
⑴ 文書管理規程、その他社内規程に基づき、取締役の職務の執行・意思決定に係る情報および文書（電磁的記録を含む、以下同じ。）を保存し、管理する。
これらの情報および文書は以下の通りとする。
・株主総会議事録と関連資料
・取締役会議事録と関連資料
・常務会議事録と関連資料
・取締役が主催するその他の重要な会議の経過の記録または指示事項と関連資料
・取締役を決定者とする決定書類および付属書類
・その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
⑵ 取締役および監査役はいつでもこれらの文書を閲覧できる。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社はリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、リスクマネジメント（以下、ＲＭという。）規程に基づき、その徹底をはかるため、以下のような体制を整備する。
⑴ 当社の持つリスクを統合的に把握・コントロールするためにＲＭ方針を定め、代表取締役社長を委員長とし、その他の業務執行を担当する取締役・執行役員で構成する全社ＲＭシステム委員会を組織する。
⑵ 委員会はＲＭに関する目標・計画の策定、実施状況・有効性の評価およびＲＭシステムの改善・是正、その他全般的事項を審議する。
⑶ 委員会が決定した目標と計画に基づいて、各本部における各部門は、それぞれが抱えるリスクの洗出しから対策の立案・実施を行い、さらに実施内容の有効性を評価して改善につなげる活動を実践する。
⑷ 内部監査部門はリスク管理体制の有効性について監査し、取締役会、監査役会等に報告する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 当社は経営と執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。取締役会は定期的に開催する他、必要に応じて適宜開催する。
⑵ 重要な経営事項については代表取締役社長およびその他の業務執行を担当する取締役・執行役員で組織する常務会で多面的に審議する。
⑶ 取締役会は全社的な方針を定め、代表取締役社長およびその他の業務執行を担当する取締役・執行役員は中期経営計画・年度予算制度に基づき、全社および事業ごとの予算・業績管理を実施する。
⑷ 代表取締役社長およびその他の業務執行を担当する取締役・執行役員に業務執行の決定を委任された事項については、職務権限規程に定める機関または手続きにより必要な決定を行う。

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
⑴ 子会社の取締役、監査役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行および経営の適法性・効率性などにつき、監視・監督または監査を行う。
⑵ 関係会社管理規程に基づき、子会社の経営について経営企画部門を中心に、その自主性を尊重しつつ、重要事項について事前協議を行う。また、子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求める。
⑶ 管理部門・内部監査部門が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を監査し、整備・運用を指導する。
⑷ 子会社の取締役の職務執行、コンプライアンス体制およびリスク管理体制の状況ならびにその他上記⑴から⑶において認識した重要事項に関して、当社の取締役会、監査役会等に報告する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
⑴ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役補助使用人を設置し、補助にあたらせる。
⑵ 監査役より監査業務の指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役等の指揮命令は受けない。

7．取締役および使用人ならびに子会社の役員および使用人が監査役に報告をするための体制
⑴ 取締役および使用人ならびに子会社の役員および使用人は、法令に基づく事項の他、監査役が求める事項について定期的・臨時的に報告する。
⑵ 以下の事項については速やかに監査役に報告するべく周知徹底をはかる。
・当社グループに著しい損害、不利益を及ぼすおそれのある事実
・法令、定款、倫理綱領等に違反する行為を発見した場合またはおそれのある場合の当該事実
・内部通報制度に基づく通報の状況
・その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

⑶ 監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

8．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の手続その他の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 監査役と代表取締役社長、監査法人とはそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとし、また業務執行取締役および重要な使用人からの定期的な個別ヒアリングの機会を設ける。
⑵ 監査役と子会社の業務執行者・監査役との意見・情報の交換等、連携をはかることとする。

10．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
⑴ 当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当な要求などに屈することなく、警察当局などと連携を図り、毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針とする。
⑵ 総務部門を中心に外部機関からの情報収集や、取締役および使用人への情報提供など、実効的運用のための社内体制を整備する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

⑴ 当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当な要求などに屈することなく、警察当局などと連携を図り、毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針とする。
⑵ 総務部門を中心に外部機関からの情報収集や、取締役および使用人への情報提供など、実効的運用のための社内体制を整備する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社では、会社情報の開示に関して、情報の真実性、開示の適時性ならびに開示方法の適切性を確保するため「情報開示管理規程」を制定し、以下のとおり運用しています。

(1) 会社情報は全て開示事務局に集約され、情報取扱責任者により一元管理されています。
(2) 証券取引法及び証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等に従い、開示の要否について情報取扱責任者を中心に検討し、開示が必要な場合は遅滞なく開示することとしています。
(3) 開示委員会では、開示内容の適切性、開示の適時性ならびに開示方法の適切性等について確認しています。
(4) 社長直轄の内部監査室が、適時開示に係る社内体制が適正に運営されていることを適宜チェックしています。
また、当社では「内部取引の規制及び内部情報管理規則」を定めるとともに、「倫理綱領」において具体的な行動基準を示すことで、適時適切 な会社情報の開示、インサイダー取引等の発生防止に努めています。

参考資料:内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図

